

今回は訪問リハビリテーションでの介護保険・医療保険における保険点数についてまとめてみました。各保険制度により診療報酬に若干の差がみられ、所属している機関によって請求できる単位数の上限が異なるようです。また、介護保険取得者では介護保険優先とされますが、疾患や病期によっては医療保険の適応になるので確認が必要かと思われます。

各保険の特性や適応疾患を理解し、医療と介護においてシームレスなリハビリテーションを提供できることが望ましいかと思われます。

	介護保険	医療保険
医療機関・老健施設からの訪問リハ	訪問リハビリテーション費 302 単位/回 (1 回 20 分以上)	在宅患者訪問 リハビリテーション指導管理料 300 点/1 単位 (1 単位 20 分以上) ※週 6 単位まで
訪問看護ステーションからの訪問リハ	訪問看護費 302 単位/回 (1 回 20 分以上)	訪問看護基本療養費 I 週 3 日目まで 5550 円/日 週 4 日目以降 6550 円/日 ※看護師・理学療法士・作業療法士による もので准看護師・緩和・褥瘡ケアに係る専 門の看護師は異なる

介護保険利用者でも医療保険適用となるケース：
末期がん・厚労省が定める難病・急性増悪（要指示書）

※2015年12月現在

医療保険・介護保険・障害福祉制度の疑問に答えるためメール(chiba_ot@yahoo.co.jp)での問い合わせ、掲示板でのQ&A掲示を行っています。

素朴な疑問から専門的な疑問までお気軽に質問していただければと思います。

ご質問の際は御所属、御名前、御連絡先（メールアドレス又は電話番号）を記載して下さい。

（内容によってはお答えできない場合があります。また、保険算定については地域差もありますのでご了承のうえご質問下さい。）

保険部多田